

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年 1月 8日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 伏島 一平（公印省略）

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る用船
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 自) 令和3年 4月 1日
至) 令和3年 6月30日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- (5) 入 札 方 法 入札金額は、用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電 話 045-277-0179
F A X 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付

任意様式に「海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る用船入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年1月29日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和3年2月25日 14時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ100 会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和3年2月25日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であり、かつ、基礎項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないうおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団体を除く。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用船仕様書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）

2. 調査目的・概要

かけまわし漁法の底びき網漁業を対象に、船上作業の効率改善や製品の品質向上を企図した既存漁具の改良および新たな漁具の開発や収益性改善に向けた単価向上に向けた取り組みを行い、本漁業の持続可能な経営を実現するための手法を検討する。

3. 調査項目

(1) 改良した新規設計漁具を用いた試験操業

船上作業の妨げや漁獲製品の品質低下を引き起こすクモヒトデ類や泥などに代表される不要物のコッドエンドへの入網を低減するとともに、底びき網漁業全体の生産システムの改善を企図した操業効率の全体的な底上げを目的とした新たな底びき網漁具を開発するための試験操業を行う。このことを目的として実施した前年度調査では、一定の不要物の入網抑制効果と十分な漁獲能力が示されたものの、使用回数を重ねるとともに漁具トラブルが頻発するなど、継続使用の点で大きな課題が残った。この課題に対応するための改良を施した漁具（以下、改良新規漁具とする）を用いた試験操業を行う。

試験操業では、改良新規漁具とともに、現地の既存の漁具である従来漁具やそれを基本として改良を行った改良漁具と比較する操業を行って、性能の評価・検討を行う。これらの比較操業では、操業効率の改善や漁獲物の品質向上の効果を確認するためのデータをそれぞれの漁具を用いた操業において取得する。なお、用船した漁船が通常操業で使用する漁具を本調査で使用する場合がある。入出港・漁場までの往復航海にかかる操船、操業作業および漁獲物の選別等の船上での通常作業は調査員指示の下で乗組員が行う。

改良新規漁具、従来漁具および改良漁具は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）がそれぞれ1式ずつ用意する。用船した漁船は通常操業で使用する漁具を1式用意する。

(2) 漁具仕様の変更

前項で示した各漁具について、必要に応じて漁具の改良や修理を行い、混獲回避漁具の効果の向上を図る。漁具の改良に当たっては、乗組員と調査員が相談の上、調査員が改良案を作成し、それに基づき乗組員が漁具の改良を行う。

(3) 漁具挙動の把握に関する情報の取得

混獲回避漁具の基礎的な性能および混獲回避効果を確認するために、漁具挙動の

把握を行う。漁具挙動の把握は、機構が用意する各種計測機器を用いて、漁具全体に掛かる張力、網の動き方、沈降速度および網口高さ等の計測や水中カメラを用いて漁獲物の入網状況等を観察する。漁具挙動の把握に係る計器の設置は調査員あるいは調査員指示のもと乗組員が行う。

(4) 入網物の測定

混獲回避の効果を確認するための漁獲物の測定を行ってデータを取得する。漁獲物の種組成、個体数およびサイズ組成等を把握するための作業は調査員が中心に行い、必要に応じて乗組員はこれを補助する。漁獲物の測定に必要な機材一式は機構が用意する。

(5) 漁獲物の鮮度管理の高度化および新たな製品形態の試験と販売

水揚げ製品の単価向上を企図して、漁獲物の鮮度管理の高度化の一環として、初期冷却による品質管理を行う。また、新たな製品形態の試験および販売を行うために、活魚状態で保管するための冷海水および海水氷の作製や活魚の管理等を船上で実施する。船上における一連の作業は調査員と乗組員で行い、必要な資材等は機構が用意する。

(6) 船上作業の撮影

用船期間中の操業状況および漁獲物の選別状況を映像で記録するために、船上に複数のビデオカメラを設置する。船上作業の撮影に使用する機材は機構が用意し、機材の取り付け、データ保存等は調査員が行う。

4. 船舶要目

- (1) 漁業種類 沖合底びき網漁業
- (2) 船型 底びき網漁船
- (3) 航海能力 2日以上は無寄港航海が可能であること。
- (4) 総トン数 20トン以上40トン未満
- (5) 漁労設備 かけまわし用の底びき網漁具1式を備えていること。
- (6) 付帯設備
 - 1) 航海及び漁労計器等：GPS、レーダー、魚群探知機を備えていること。
 - 2) 作業場所等：調査員が毎日のデータ処理のため優先的に使用可能な作業場所を有すること。
 - 3) 電源：調査に使用する機器類に使用するためのAC100Vの電源を有すること。
 - 4) その他有ることが望ましい設備等（ただし、必須条件とはしない）：ドップラー潮流計、表面水温計、海水冷却装置、海水殺菌装置を備えていることが望ましい。
- (7) その他
 - 1) 船舶検査証書等に欠格事項がないこと。
 - 2) 漁船登録が完了しており、船舶保険及び船主保険に加入していること。

- 3) 最大搭載人員中に、その他乗組員として2名以上を含むことができること。
- 4) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

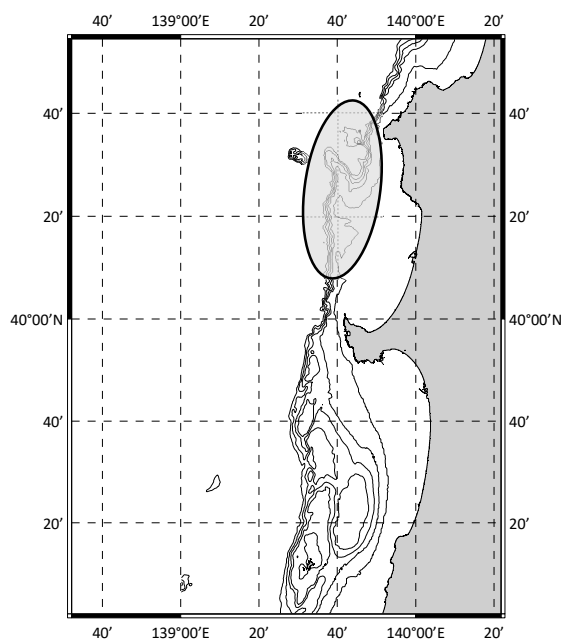
5. 乗組員

- (1) 乗組員数は5名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、かけまわし操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は、かけまわし漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数はかけまわし漁業の経験があり、かけまわし漁具作製に関する十分な知識を有すること。
- (4) 出入港時並びに操業中は、恒常的にライフジャケットを着用すること。
- (5) 緊急事態に対応するための緊急連絡体制を有すること。また、自社の対応マニュアルを有する場合はそれに、有さない場合は別途機構から提供する対応マニュアルに従うこと。

6. 用船期間及び調査日程

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 用船期間 | 令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水) |
| (2) 調査日程 | 令和3年4月1日(木) 調査開始 |
| | 令和3年6月30日(水) 調査終了 |

7. 調査海域：日本海北部海域



8. 担当研究所：開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター及び電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

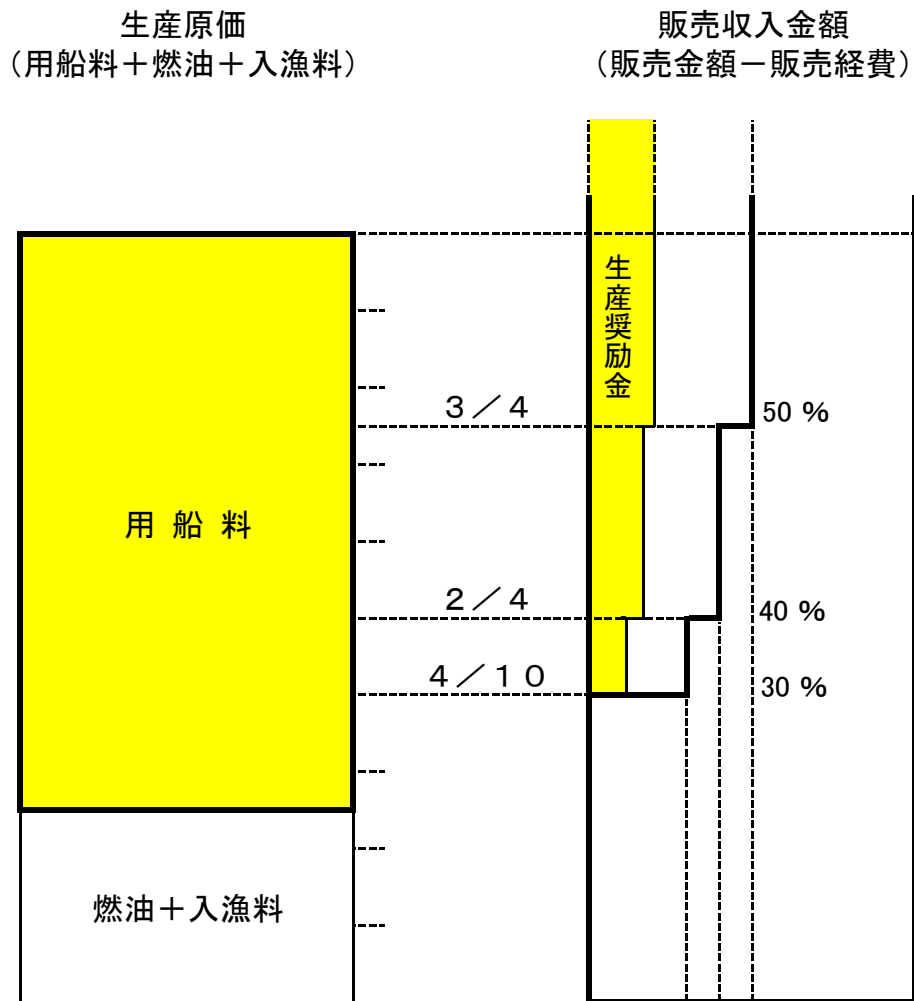
- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、機構では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。

用船契約における生産奨励金の考え方



生産奨励金歩合

- ① 生産原価の $4 / 10 \sim 2 / 4$ までの部分 $\times 30\%$
- ② 生産原価の $2 / 4 \sim 3 / 4$ までの部分 $\times 40\%$
- ③ 生産原価の $3 / 4$ 以上 $\times 50\%$

$$\text{生産奨励金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 4 / 10$$

支払う用船料 = 用船料 + 生産奨励金

※ 用船料は各月払い、生産奨励金は契約期間終了後の精算払い